


名 称	能美市歩行式除雪機械購入補助金交付要綱（抜粋）										
目 的	町会又は町内会が歩行式除雪機械（以下「機械」という。）の購入及びその修繕にかかる経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。										
<p>（交付基準）</p> <p>1. 補助は、機械を購入及び当事業により購入した機械の修繕を実施する町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行う。</p> <p>2. 機械を購入する町会又は町内会は、補助申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3. 補助対象となる機械は、専ら町会又は町内会の除雪又は排雪に使用する機械で原動機により走行するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="285 929 1374 1321"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率（％）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行式除雪機械購入</td> <td>70</td> <td>（1台当りの補助の限度額は50万円とする。）</td> </tr> <tr> <td>当事業により購入した機械に対する修繕費</td> <td>50</td> <td>（1回当りの補助の限度額は、10万円とする。ただし、補助対象額は費用額より3万円を差引いた額とする。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事務担当）</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>			事業区分	補助率（％）	備 考	歩行式除雪機械購入	70	（1台当りの補助の限度額は50万円とする。）	当事業により購入した機械に対する修繕費	50	（1回当りの補助の限度額は、10万円とする。ただし、補助対象額は費用額より3万円を差引いた額とする。）
事業区分	補助率（％）	備 考									
歩行式除雪機械購入	70	（1台当りの補助の限度額は50万円とする。）									
当事業により購入した機械に対する修繕費	50	（1回当りの補助の限度額は、10万円とする。ただし、補助対象額は費用額より3万円を差引いた額とする。）									
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい											
【URL】	https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=743	【QRコード】 									

※平成17年2月1日から施行

※平成30年9月21日改正

※令和4年4月1日改正